

令和6年度介護支援専門員専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門研修課程Ⅱ】

開催要項

1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を習得することにより、資質の向上を図ることを目的とします。

また、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の習得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 実施主体 島根県

3 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

4 受講対象

島根県に介護支援専門員登録を行っている者で、下記の（1）または（2）に該当する者

(1) 介護支援専門員専門研修【専門研修課程Ⅱ】

原則として、介護支援専門員として実務し、専門研修課程Ⅰを修了している者であって、就業後3年以上の者

(2) 介護支援専門員更新研修(実務経験者)【専門研修課程Ⅱ】

実務経験者（介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事している者又は従事していた経験を有する者）であって、介護支援専門員証の有効期間が令和7年1月から令和9年3月に満了する者

※介護支援専門員証の更新手続きの為に受講が必要な研修については、島根県福祉人材センターのホームページに掲載の「介護支援専門員証の更新に必要な研修について〔令和6年度版フローチャート〕」にて十分にご確認のうえ、受講忘れ等が無いようご注意ください。

※更新研修は有効期間満了日の当該年度より、概ね2年前から受講可能ですので計画的な受講をお勧めします。

5 期日・会場・定員

	eラーニング受講期間	集合研修		定員
松江	令和6年9月10日（火）～ 令和6年10月11日（金）	1期	10月17日（木）～18日（金）	250名
		2期	11月12日（火）	
浜田	令和6年9月17日（火）～ 令和6年10月18日（金）	1期	10月24日（木）～25日（金）	150名
		2期	11月28日（木）	

【集合研修会場】

松江会場 くにびきメッセ 国際会議場（松江市学園南1丁目2-1）

浜田会場 いわみーる 4階401研修室（浜田市野原町1826-1）

6 研修内容

研修の詳しい日程については、受講決定通知及び福祉人材センターのホームページでお知らせします。

（なお、一部科目はeラーニングを活用して実施します）

7 申込方法

申込期間：令和6年7月5日（金）～8月30日（金）12:00

申込方法：「研修受講サポートシステム」により申込を受け付けます。

◆今までは郵送・FAXも可としておりましたが、事業所職員の方の研修受講や資格状況の管理等に使っていただくことを目的として、原則「研修受講サポートシステム」での申し込みの一元化を図ります。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

※『研修受講サポートシステム』という専用の申込フォームから、令和6年度介護支援専門員専門研修兼更新研修【専門研修課程Ⅱ】を選び、受講者登録をして申込みをして頂きます。

※申込期間中に（島根県福祉人材センターホームページ）<https://www.shimane-fjc.com/> にアクセスし、『研修受講サポートシステム』の案内、流れにしたがって申し込んでください。（詳しくは別紙マニュアルを参照してください）

※フォーム内で下記の必要書類を添付してください。

※各種事情により研修受講サポートシステムでの申し込みができない場合は、島根県福祉人材センター（下記連絡先）にお問い合わせ下さい。

必要書類：**<全員必ず提出する書類>**

- ① 実務経験証明書
- ② 介護支援専門員証（写）
- ③ 上記①②に加えて下記いずれかを提出してください。

<初めての更新の方>

○介護支援専門員専門研修兼更新研修【専門研修課程Ⅰ】修了証（写）

<2回目以降の更新の方>

○前回の介護支援専門員専門研修兼更新研修【専門研修課程Ⅱ】修了証（写）

※前回の介護支援専門員証の更新が介護支援専門員更新研修（実務未経験者）、介護支援専門員再研修の方は、現在の介護支援専門員証の有効期間中に専門研修兼更新研修【専門研修過程Ⅰ】を受講している必要がありますので、該当の方は専門研修兼更新研修【専門研修過程Ⅰ】の修了証（写）も合わせて添付して下さい。

8 受講決定・受講料・テキスト・eラーニングのパスワード等

- (1) 受講を決定した場合、受講申込者の資料送付先住所に「受講決定通知書」「eラーニングパスワード」を送付します。（令和6年9月上旬発送予定）

※eラーニングパスワードは再発行できませんので、文書郵送先住所はご自宅など確実にご本人のお手元に届く住所をご記入ください。

- (2) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料はご負担ください）。

また、本研修では以下の書籍をテキストとして使用します。受講料にあわせてテキスト代をお支払いください。

受講料：8,000円 テキスト代：4,400円（テキストは受講決定後、事業所に送付します）

〔使用テキスト〕『4訂介護支援専門員研修テキスト（専門研修課程Ⅱ）』（一般社団法人日本介護支援専門員協会）

- (3) 受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、振込期限日の午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料のみ返金いたします。（テキスト代は返金できません。また、返金にかかる振込手数料は申込者負担となります）

9 修了認定

- (1) 修了認定については、全科目履修に加えて、各科目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は、自己評価、修了テスト及び受講態度等により判断します。修了認定された方には島根県知事名の修了証明書を交付します。

- (2) 全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・早退・中抜け等は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情による場合はその都度協議により判断し、翌年度に限り代替受講を認めることがあります。(証明書等の提出が必要です)
- (3) 本研修は一部 e ラーニングを活用した講義を行います。所定の期間に視聴いただくことを前提として研修を進め、修了にあたっては e ラーニングの講義についても履修を必要としますのでご注意ください。
- (4) 修了認定は研修終了後に行いますので、修了証書の即日発行はできません。ただし、証書に記載する修了日は各会場の研修最終日となります。
- (5) 受講申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は、研修期間中又は終了後であっても受講又は修了取り消しの措置をとることがあります。

10 その他

- (1) 松江会場・浜田会場とも昼食の斡旋はありません。
- (2) 会場は室温調節が十分にできないこともありますので、衣服等で調節できるようご準備ください。
- (3) 駐車場には限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- (4) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- (5) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (6) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等感染症罹患など、健康状態によっては受講をご辞退いただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- (7) 身体に障がいがある等の理由により研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申し込み時にご相談ください。
- (8) 申込者数が定員を超過した場合は、申込受付を締切日前に終了させていただく場合があります。また、各会場 12 名以内の場合、合同 (1 会場) で開催いたします。

11 問い合わせ・受講申込等

《研修体系、登録・更新手続き、受講履歴等に関するもの》

島根県健康福祉部高齢者福祉課 TEL 0852-22-6522

《受講申込及び日時・会場等開催に関するもの》

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部 (福祉人材センター) 担当: 昌子・三神

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

E-Mail jinzai-kensyu@fukushi-shimane.or.jp ホームページ <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。